平成２８年（フ）第１３２号
沖縄県うるま市字田場1949番地１　サンシェルタタバ301
破産者　島根　　剛
１　決定年月日　平成29年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１２号
釧路市文苑２丁目32番16号
破産者　はた商店こと　漢　眞梨子
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１７５号
青森市第二問屋町４丁目６―17　ヴェルニーチェＢ210、住民票上の住所青森県五所川原市字上平井町77番地
破産者　山形麻里江
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
福島県須賀川市森宿字狐石127番地14
破産者　矢吹　一郎
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
福島県須賀川市森宿字狐石127番地14
破産者　矢吹美哉子
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
福島県会津若松市新横町２番35号　ポーセリア102号、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西335番地
破産者　佐藤　真樹
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
茨城県水戸市平須町1822番地の799
破産者　和田　啓子
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２２９５号
横浜市都筑区川和町2288番地45
破産者　小山　　勉
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１号
金沢市円光寺３丁目13番30号、従前の住所金沢市円光寺２丁目４番１号
破産者　越川　慧子
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０３号
金沢市蚊爪町イ117番地
破産者　柚木　孝一
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
長野県上伊那郡宮田村5725番地
破産者　吉澤　知広
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２３７号
静岡県浜松市浜北区高薗301番地の１、開始決定時の住所静岡県浜松市浜北区高薗261番地
破産者　小杉利枝子
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
静岡県浜松市西区志都呂２丁目31番３号ヘーベル・リン202
破産者　久保谷真由美（旧姓仙波）
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
滋賀県栗東市安養寺808番地７
破産者　吉井　智宏
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９３号
滋賀県大津市皇子が丘２丁目４番10―1203号、破産手続開始決定時の住所滋賀県大津市皇子が丘２丁目10番25―3206号
破産者　正木　康裕
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８５４号
京都市北区鞍馬口通寺町西入新御霊口町285番地30　クラッシィハウス新御霊口町302号
破産者　松井**渚**津子（旧姓河邊）
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５５４号
京都市右京区西院西寿町２―１　ディーズライフ516号　本田方、住民票上の住所京都市右京区嵯峨天龍寺車道町３番地の２
破産者　前川　正史
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６９３号
京都府長岡京市一文橋１丁目９番16号　長岡マンション201、前住所京都府長岡京市一文橋２丁目７番１号
破産者　片山忠米穀店こと　片山　　忠
１　決定年月日　平成29年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係